

## 給水装置工事自主検査報告書

設置場所	宜野湾市		
自主検査日	令和 年 月 日		
確認項目	番号	検査確認内容	確認
耐圧試験	1	0.75Mpaの水圧で10分間保持した後、水圧低下が無いこと。 ※水圧確認後、末端水栓で排水。(部分的に既設管を使用の場合、現地水圧で試験実施)	
	2	管種、口径、経路、延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合する事。	
配管状況	3	塩ビ管(HIVP)が露出の場合は、保護管設置又は塗装されている事。	
	4	配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと	
	5	逆流防止の為に給水用具の設置、又は確実な吐水口空間が確保されていること。 ※浴槽の吐水口空間は50mm以上	
	6	水道以外の配管(井戸水、雨水、受水槽下流側等)と接続(クロスコネクション)されていない事。	
	7	給水器具等は全て取付け済みか(未竣工の部分は無い)	
	8	性能基準適合品が使用されていること(給水装置部分全ての資材で) 第三者認証(JWWA、JET、JIA、JHIA等)、日本工業規格(JIS)、自己認証等の確認。	
	9	軟水、浄水、活水器等は認証品であること。 認証番号:	
	10	瞬間湯沸器の湯配管にHTVP(耐熱性塩ビ管)が使用されていないこと。 ※HTVPを使用する場合、設置する給湯器の配管資材として使用可能かを給湯器メーカーに問合わせるか仕様書等で確認する事。	
	11	配管、給水用具は適切な接合及び接続がされているか	
	3~5階直結給水	12	立て管頂上部に吸排気弁が設置されていること。(直結の集合住宅の場合)
公設メーター箇所	13	メーター位置は官民境界から配管延長が1.5m以内であること。	
	14	メーター位置は検針及び取替作業が容易な位置であること。 (植樹帯やゴミ置き場ではないこと)	
	15	露出配管でメーターが設置されている場合は、メーター1次側は鋼管(VB)を使用する事。	
	16	鍵付き伸縮止水栓を使用すること。メーター2次側は逆止弁シモクを使用すること。	
	17	メーター周りでプッシング使用の異径変更がされていないこと。	
	18	メーターの逆付けが無く、水平に取り付けられており 汚損、破損がないこと。	
	19	メーターが複数個設置されている場合、給水先(部屋番号等)の確認を行うこと。	
公道止水栓	20	スピンドルの位置が止水栓筐の中心にあること。蓋は止水栓2次側方向へ開ける。	
	21	止水栓筐の高さ、向き、舗装擦り付けが適切であること。(本舗装済みである事)	
	22	閉栓した止水栓筐が撤去されていること。	
水質の確認	23	濁り・色に異常はない。 濁り 異常あり・異常なし 色 異常あり・異常なし	
受水槽設備	24	6面すべての表面と建築物との間に、上部1.0m以上、周囲・下部0.6m以上の空間が確保されていること。(タンクの6面点検)	
	25	規定の吐水口空間が確保されていること。	
	26	エアチャンバー又は水撃防止器が設置されていること。	
	27	通気管及びオーバーフロー管に防虫網が設置されていること。	
	28	受水槽の有効容量が適切であること。	
	29	流入口と流出口が近接していないこと。 ※水循環が悪くなり、部分的な停滞水が生じることで水質悪化の原因となる。	
※確認欄は、○(はい) ×(いいえ) -(該当なし) と記入する事。			
<p>給水装置工事自主検査報告書のとおり、給水装置の自主検査を行い、完了した事を報告します。          なお、工事内容の相違または不適合があった場合、責任を持って処理します。          また、利害関係人及びその他の者からの異議申し立てについては、全て当方の責任において解決します。</p> <p>指定給水装置工事事業者 _____</p> <p>給水装置工事主任技術者 _____</p>			